

# 飼養衛生管理支援システムの構築に向けて

令和5年9月26日

農林水産省 消費・安全局

**MAFF**  
農林水産省

# 1. 1 背景

- 日本国内の畜産生産現場では、不十分な飼養衛生管理に起因する家畜の越境性疾病、常在病原体による疾病等が、生産性を押下げる主因の一つ。
- 疾病の発生予防は、感染源対策、感染経路対策及び感受性動物対策が基本。しかしながら、生産現場では、飼養衛生管理の意義や取組内容の普及が必ずしもできていない状況。
- さらに、生産現場には、飼養衛生管理に関連した病性鑑定、投薬履歴、と畜検査結果等の貴重な情報（データ）が、十分に連携・分析されていない状況。
- 一方で、家畜保健衛生所や自治体は、家畜伝染病予防法に基づく事務等の作業に追われ、本来果たすべき生産者支援の業務に大きな制約が存在。
- こうした現状を踏まえ、関係者からは、疾病予防に向けて、事務作業を省力化して質の高い衛生指導等に時間を仕向けつつ、疾病予防に向けた情報（データ）の迅速かつ効果的に利活用できないかとの声が多数寄せられているところ。

# 1. 2 生産現場に寄り添う成果を得るために

～本プロジェクトで大切にすること（作業ポリシー）～

## 制度面を含めて各業務の見直しを行い、最適化された業務をワークさせるために情報システムを活用する

- DXの理念を踏まえ、本システムでは他の手段に比べて労働負担をかけずに目的を達成する仕様とする
- 情報システムを導入する目的・効果を関係者皆で共有し、飼養衛生管理の向上を目指す
- 置かれた環境、新しい業務運用、導入の前提条件 などについて十分な理解と協力体制の構築を目指す

## 生産現場の声に耳を傾け新しい方法を追求する

- 電子化が負担になってはいけない、飼養衛生管理の向上に最短で到達する情報システムであることが大切
- 疾病発生等の有事が発生した場合には、本システムを活用して対応策の検討が十分に行える仕様とする
- 生産者が自発的に取り組むことがプロジェクトを成功に導くポイントであり、稼働当初は、利用者の使いやすさを最優先とするなど、生産現場に寄り添った仕様にするを基本とする

# 1. 3 本プロジェクトが目指すもの

- 安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜の疾病を予防すべく、我が国の「飼養衛生管理の向上」を図っていく必要。
- これに向けては、非効率な業務の見直しを図るほか、畜産衛生情報の効率的な収集・管理やデータの利活用、コミュニケーションの深化を通じ、飼養衛生管理の適切なゴールを示し、生産者がロードマップを明確に持てるよう支援体制を強化することが重要。
- こうした取組は、食料の安定供給はもとより、国産畜産物の輸出拡大、薬剤耐性の抑制と言ったグローバルな課題対応にも適うもの。

# 1. 4 本プロジェクトの位置づけ

政府計画

## デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の推進について（R5.6.9閣議決定）

- 目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの（デジタル庁ウェブサイトより抜粋）

### デジタル社会の実現に向けた重点計画＜別冊＞ — II オンライン化を実施する行政手続の一覧等

#### 18. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等

…デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図り、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、…手続のオンライン化や、家畜の所有者、地方公共団体等の関係者間で飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に構築する。

政策群... **1. デジタル臨時行政調査会** **2. デジタル田園都市国家構想実現会議** （以下略）

### デジタル田園都市国家構想基本方針（R4.6.7閣議決定）

・デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始するとともに…

農林水産省計画

## デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画（R4.10.5農林水産省行政情報化推進委員会決定）

- デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、農林水産省におけるデジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革（BPR）、経費削減等の方針や投資等の取組の具体的内容を定めるもの

### 2(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

社会的重要度や政策的重要性が高い情報システム、省の業務全体に及ぼす影響の大きいシステム等のプロジェクトを主要プロジェクトとして指定

**ア. eMAFF** **イ. eMAFF地図** **ウ. MAFFクラウド** **エ. 飼養衛生管理情報共有システム** （以下略）

# 1. 5 本プロジェクトの検討の進め方

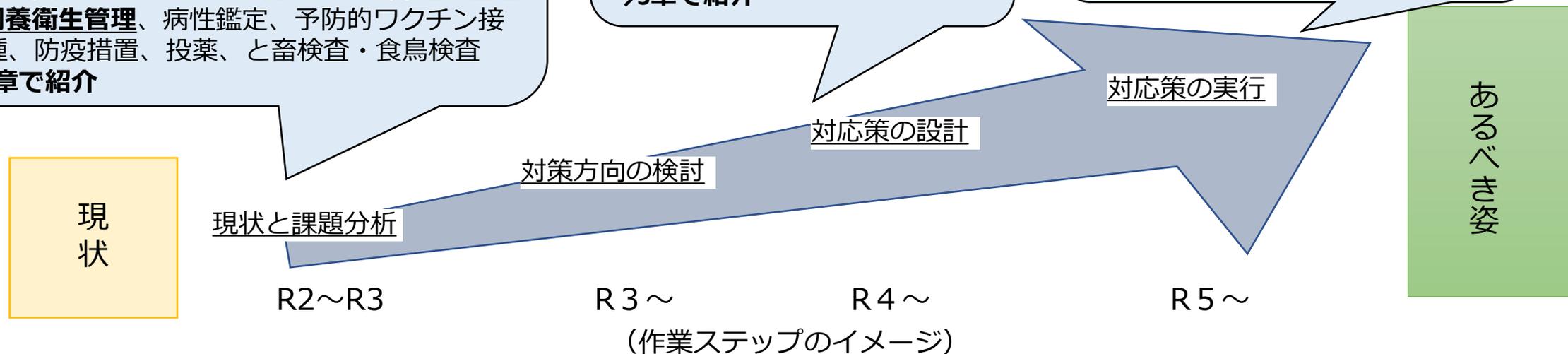
真に関係者から利活用されるシステムを構築するため、「デジタルガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、「あるべき姿」の実現に向けて、以下のステップで実施。

- ① 現場における、本質的な課題 (issue) の見極め
- ② 「業務見直し」、「システム化」の両面から、対応方向の検討 - 対応策の設計 を経て 対策を実行

- 関係者※へのヒアリングによる課題の把握  
※計46者（生産者、生産者団体、獣医師及び関係団体、自治体（家畜保健衛生所・食肉衛生検査所）、医薬品販売店、飼料関係団体）
- 6つの業務分野※ごとに、提起された課題を整理  
※**飼養衛生管理**、病性鑑定、予防的ワクチン接種、防疫措置、投薬、と畜検査・食鳥検査  
→2章で紹介

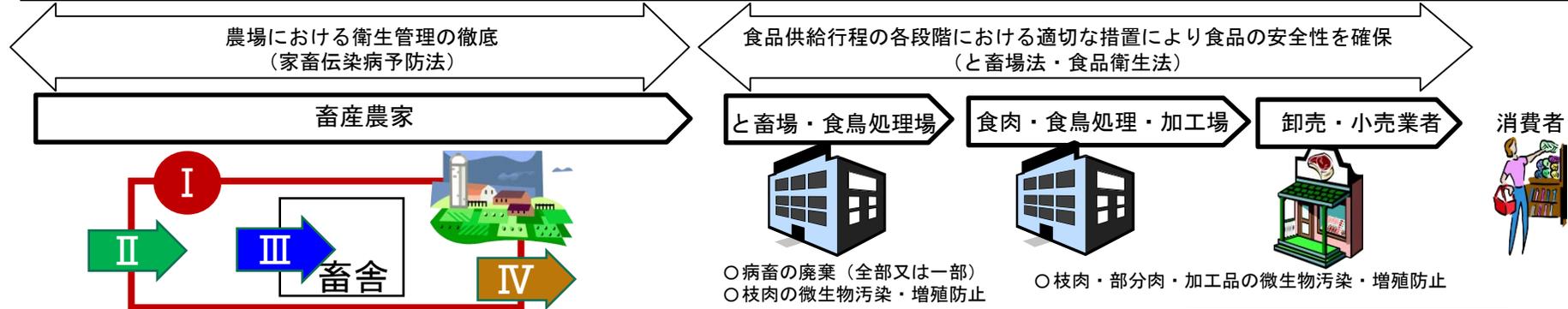
- 「あるべき姿」の設定、段階的なシステム化計画
- ヒアリングで提起された課題に対する対応策の検討  
→3章で紹介

- システムを活用した新業務全体像（R5開発着手部分）
- 制度面見直しも含めた業務最適化
- 新業務・システム整備の方針  
→4章で紹介



# 2. 1 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査等により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾患の発生を予防。

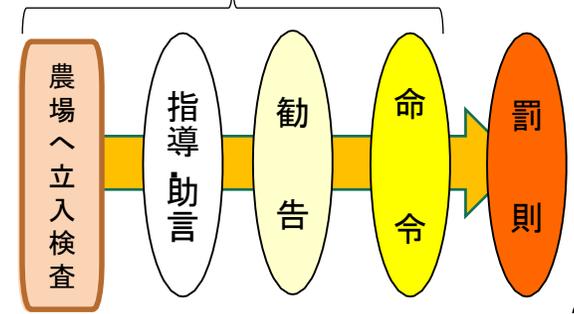


## 飼養衛生管理基準の内容 (抜粋)

- I 家畜防疫に関する基本的事項**
  - ・ 衛生管理区域の設定  
⇒ 病原体の侵入とまん延の防止を重点的に実施
  - ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成  
⇒ 関係者全員の取組水準を確保
  - ・ 獣医師等の健康管理指導  
⇒ 適切・効果的・効率的な取組
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止**
  - ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴  
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
  - ・ 区域立入時の手指・車両の消毒  
⇒ 病原体の低減
  - ・ 野生動物の侵入禁止  
⇒ 区域内の飼料、機材等を介した伝播を防止
- III 衛生管理区域内における汚染拡大防止**
  - ・ 区域内の整理整頓、ねずみ駆除  
⇒ 野生動物による畜舎内への病原体持込み防止
  - ・ 施設、器具、機材の洗浄・消毒  
⇒ 病原体の低減
  - ・ 畜舎立入時の手指消毒、着替え  
⇒ 病原体の持込み防止
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止**
  - ・ 区域外出時の手指・車両の消毒、  
⇒ 伝播経路の遮断、交差防止
  - ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)  
⇒ 病原体の拡散防止
  - ・ 家畜の健康観察(出荷、移動等)  
⇒ 病原体の拡散防止

## 飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み 都道府県による取組

家畜の所有者による  
遵守状況の定期報告



命令に従わない場合は公表

※不遵守の場合、家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

# (参考) 飼養衛生管理基準遵守状況の定期報告書

様式（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6関係）

## 定期報告書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

農場名 : \_\_\_\_\_  
 住所 : \_\_\_\_\_  
 電子メール : \_\_\_\_\_  
 (電話番号 : - - )  
 (FAX : - - )

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

### 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	
家畜の所有者の住所	郵便番号 -
家畜の所有者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 : )
	(FAX : )
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 -
飼養衛生管理者の連絡先	電子Mail :
	携帯電話番号 :
	(電話番号 : )
	(FAX : )

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛 頭	育成牛 頭	子牛 頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛) 頭	肥育前期の牛 頭	育成牛 頭		子牛 頭
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛) 頭	肥育前期の牛 頭	育成牛 頭	子牛 頭	
	肉用繁殖牛	成牛(雄) 頭	成牛(雌) 頭	育成牛 頭	子牛 頭	

### 16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。  
 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。

はい いいえ

記入欄 (はいの場合)  
 従業員用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他 ( )  
 来場者用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他 ( )

②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。

はい いいえ

記入欄 (はいの場合)  
 保管方法：屋内 屋外 (専用保管箱) 屋外 (ブルーシート等で被覆)  
 その他 ( )  
 更衣による交差汚染を防止する措置の内容：

③衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。

はい いいえ

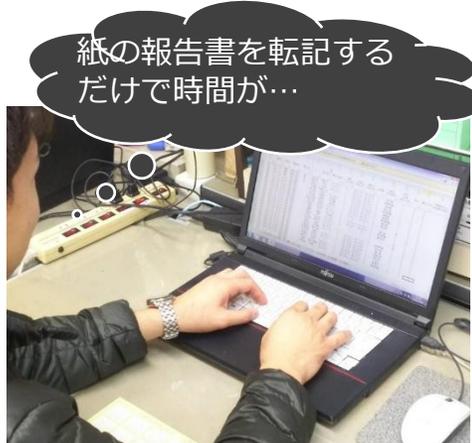
記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄 (改善指導の内容、指導年月日)

# 2. 2 飼養衛生管理基準遵守状況の把握（作業内容）

【A県A家保（農場数：708農場）の一例】

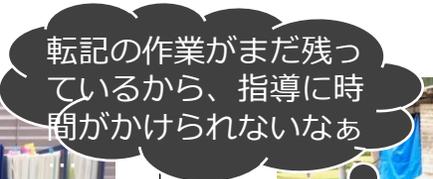
※全国の家保数：168箇所



定期報告書の転記



1年分の定期報告書を保管している様子



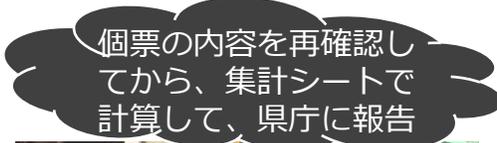
立入検査の様子



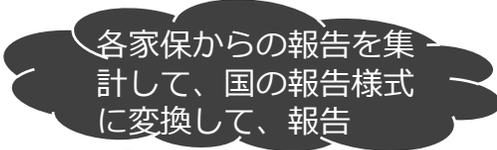
立入検査結果の転記



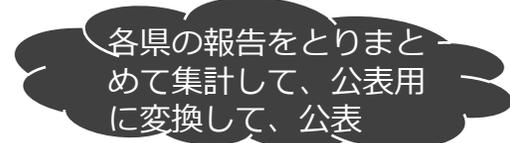
1年分の立入検査台帳を保管している様子



家保での内容確認、集計



県での内容確認、集計

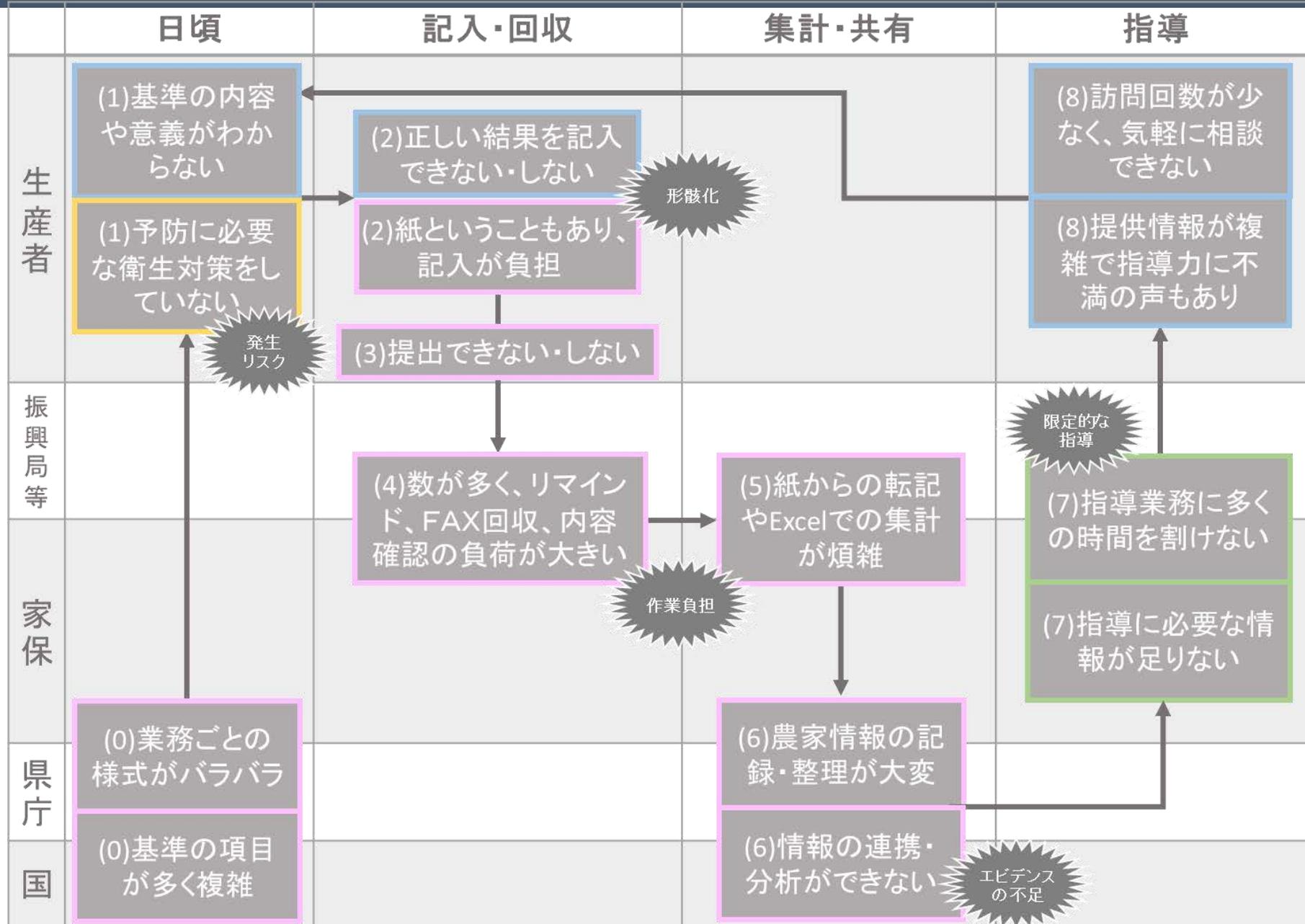


農林水産省での内容確認、集計

また

またまた

## 2. 3 提起された課題（飼養衛生管理） ※関係者（計46者）へのヒアリング結果を基に作成



# 3. 1 飼養衛生管理の向上に向けたあるべき姿

疾病の発生が抑制されている

- 家畜損耗が少なく生産性が高い
- 低コストで健康な家畜を生産する



事務が効率的に行われている

- ・現地での携帯電話等による結果報告
- ・既存情報や画像判定の活用による省力化
- ・紙報告の電子化
- ・集計や共有を自動化

飼養衛生管理が向上されている

- ・頻回の自己点検と家保の指導
- ・エビデンスに基づく取組の最適化
- ・タイムリーな発生アラート
- ・動物用医薬品の適正かつ慎重使用
- ・残留事故への効果的・効率的な対応



専門家によるきめ細やかな指導が実施されている

- ・効率化で生まれた時間で指導
- ・隙間時間を使った遠隔指導
- ・投薬・と畜情報を含む情報分析で得られたエビデンスの活用

生産者が取り組むべき内容を理解している

- ・チャットでタイムリーな相談
- ・業績発表や不遵守事例など参考情報へのアクセス向上
- ・衛生的立ち位置や投薬情報の見える化

※[ ]はあるべき姿の実現に必要と考える施策の例

## 3. 2 飼養衛生管理の向上に向けたあるべき姿（業務分野別）

制度面を含めて各業務の見直しを行い、最適化された業務をワークさせるために情報システムを活用する。

R5年度に  
開発着手



業務分野	目指す姿
① 飼養衛生管理関連業務	・ 飼養衛生管理基準が遵守され、疾病が抑制されている
② 病性鑑定関連業務	・ 病性鑑定が迅速に実施され拡大が抑制される ・ 損耗原因に基づいた対策が実施されている
③ 予防的ワクチン関連業務	・ ワクチンの効果的な使用で、飼養衛生管理の水準が向上する

R6年度  
以降に  
開発着手  
予定



業務分野	目指す姿
④ 防疫措置関連業務	・ 防疫措置が迅速に実施され、疾病のまん延が抑制されている
⑤ 投薬関連業務	・ 動物用医薬品の適正使用が推進され、獣医療の効果や農場の生産性を向上させながら疾病（耐性菌含む）の発生が制御されている
⑥ と畜検査・食鳥検査関連業務	・ 「安全な畜産物の安定供給」のため、と畜・食鳥検査結果が、適時に関係者に還元され、農場管理や指導等に活用されている ・ 検査業務等も効率化され、情報還元の協力が得られている



疾病の発生が抑制されている



# 3. 3 飼養衛生管理の課題への対応方策

## 【目指す姿】

- ・ 飼養衛生管理基準が遵守され、疾病が抑制されている

### 提起された課題

※関係者へのヒアリング結果を基に作成

### 対応方策（○：業務、■：システム）

#### 事務量の負担大

- ・ 報告先により様式が異なり転記や集計しなおしが発生している
- ・ 郵送など紙様式による負荷
- ・ 情報の引き出し（検索）に時間がかかっている

#### 事務の効率化

- 定期報告等の様式を全国で統一（項目の見直し）
- 報告の代理入力対応

- 報告手続のオンライン化
- データの標準化
- 自動集計機能
- オフライン、音声入力機能

#### 衛生管理指導に対する要望

- ・ 地域や農家の特性にあった飼養衛生管理のノウハウが不足
- ・ 業務量負荷や慢性的な人手不足で指導や指導力向上の時間がない
- ・ 生産者が気軽に相談できる体制・雰囲気がない

#### エビデンスに基づく指導・自己点検環境の整備・効果的な分析の提供

- 農家台帳に基づく指導
  - ・ 農場の基本的な情報
  - ・ 農家ごとの指導や検査の履歴
- 指導に利用できるコンテンツ整備と共有
  - ・ 優良農家や改善が認められた事例
  - ・ 衛生対策の費用対効果や、労働負担が低減する取組の事例
- 検査結果のタイムリーな還元
- 民間獣医師の管理指導業務への誘導

- 農場台帳作成
- チャット機能
- 画像・動画送信機能
- ナレッジのDB化、検索表示
- 飼養衛生管理達成状況表示
- 成績・効果等分析機能
  - ・ 病性鑑定と飼養衛生管理の相関データ解析
  - ・ 同規模の農家間の傾向分析

#### 情報連携・エビデンスの不足

- ・ 客観的な記録がなく事実に基づいた判断がされない
- ・ 過去データ・広域データの分析がされていない
- ・ 地域内、国内での事例が共有されない

#### 基準に合ったカスタマイズが困難

- ・ 達成基準がわかりにくい
- ・ 地域や農家の特性にあった工夫の余地がない？と思われる？

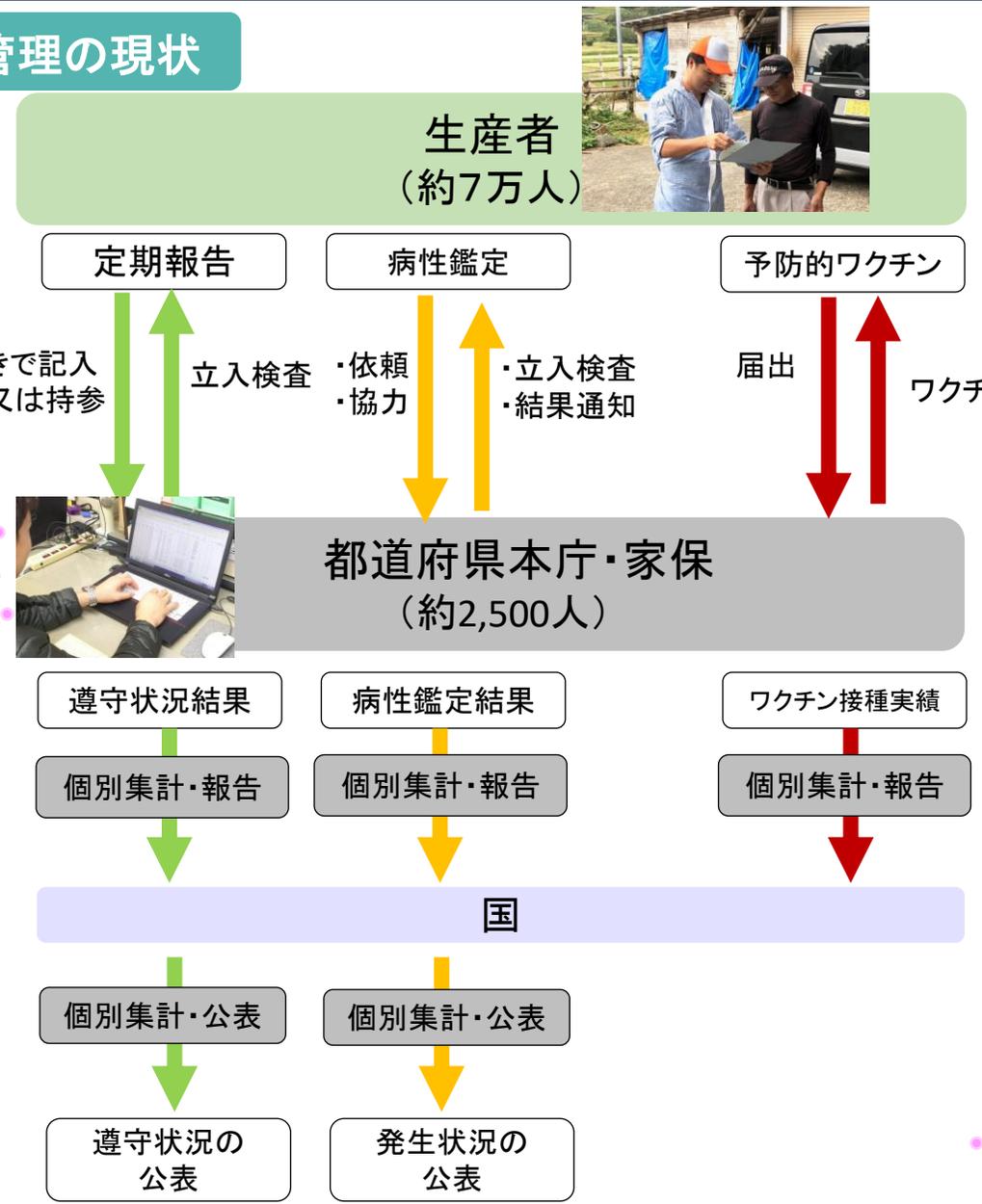
#### 衛生管理に取り組む意義が不明確

- ・ 生産性向上との関連を知らない
- ・ 家畜伝染病発生時は家畜の価値に見合う金額を補填

- モニタリング対象疾病の最適化（システム導入・業務効率化後）

# 4. 1 現状の業務全体像 (R5開発着手部分)

## 畜産現場での情報の管理の現状



提出された情報の  
転記・集計が大変

・手書きで記入  
・送付又は持参

エビデンスに基づく  
指導ができない

結果のフィードバック  
に時間がかかる

それぞれの結果が  
連携されていない

飼養衛生管理基  
準の意義がわか  
らない

どうやれば飼養  
衛生管理基準を  
遵守できるかわ  
からない

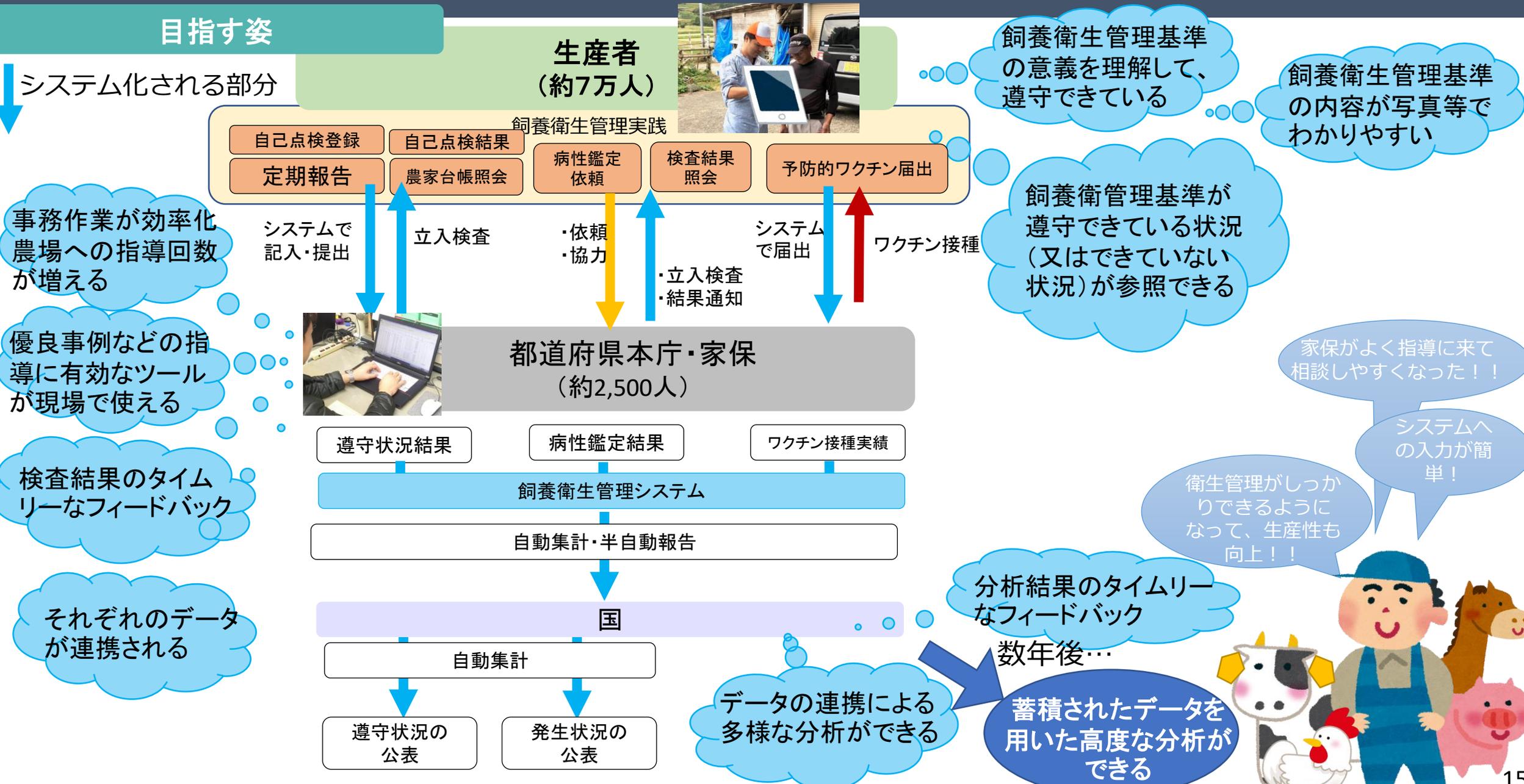
飼養衛生管理基準  
が文字ばかりで内  
容が理解できない



結果のフィードバック  
に時間がかかる

データの連携されて  
いないので結果間の  
分析ができない

# 4. 2 システムを活用した新業務全体像 (R5開発着手部分)



# 4. 3 生産者向け画面のイメージ（暫定）

モックアップに対する関係者の意見も踏まえ、ユーザビリティの高い利用画面を検討

〇〇農場のカルテ  
(トップメニュー)

**タップ!**

飼養衛生管理点検

検査結果

投薬情報

生産者の飼養衛生管理点検アプリ

	2022/9/30	2023/2/1	2023/2/1	次回指導 4/8
項目	〇〇〇〇	自己点検	指導	
100				
...				
31害虫 駆除	×	×	指導あり	
31破損 修繕	×	×	指導あり	
32資材 整理	×	○	○	
32除草	×	×	指導あり	クリック!
...				
4000				
遵守率	60%	80%	83%	

過去の点検結果の比較

**スクロール!**

項目32 除草

【指導ステータス】  
家伝法12条の5に基づく指導★★

【あなたの改善方法】  
畜舎外周の草刈りを行い10cm以下を維持する

【改善期限】  
2022年4月8日

【改善結果の報告方法】  
写真 → **アップロードはこちら**

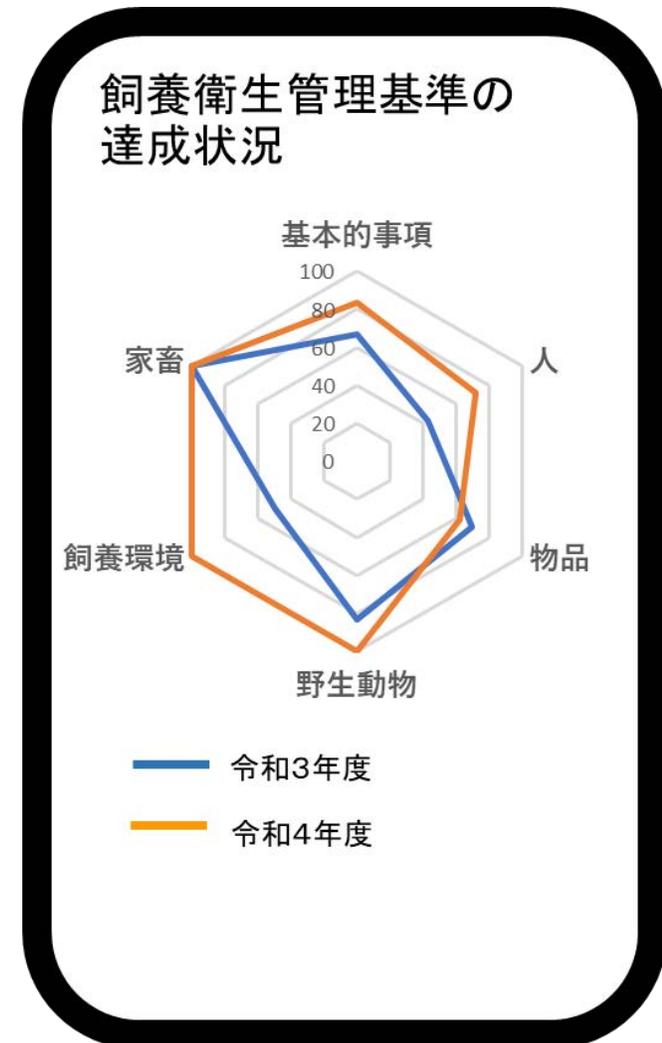
【遵守率】  
全国 92%  
あなたの県 85%



【この項目に関してよくある質問】  
[URL](#)

【取組事例】  
[URL](#)

未遵守項目の  
具体的改善方法



レーダーチャートによる  
視覚的な結果表示

# 4. 4 飼養衛生管理基準の推進体制

## ～飼養衛生管理指導等指針（農林水産大臣公表）の一部変更について～

- 家畜伝染病予防法（令和2年改正）により、県による指導のバラツキ解消・高位平準化を図るため、国が指導指針を作成、県が指導指針に即して指導計画を作成し、計画的な指導を行う制度を措置（令和3年4月1日施行）
- 指導指針を一部変更（令和5年9月19日付）

ICT等を活用した飼養衛生管理の情報共有化等に関する記載（抜粋）

太字部分：今回の一部変更点

### 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

#### V 基本的な方向

- (7) 国は、(1)から(6)までの対応が適切に実施されるよう、技術的助言、専門家の派遣等必要な支援を行う。また、定期報告の内容、飼養衛生管理基準の遵守状況等の家畜の飼養農場の情報について迅速かつ包括的に確認できるよう、ICT等を活用した飼養衛生管理の情報共有化等の検討及び実装を進める。

※第二章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項 Ⅲ(4)でも同様の修正

### 第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

#### IV 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する方針

- (1) 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向に係る情報収集については、都道府県による迅速な指導等を通じて家畜の伝染性疾病の発生を予防するために重要である。

このため、都道府県は、第一章のVを基本に、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため必要な情報の収集として、国が示す方針等に基づき、サーベイランスを実施する。このほか、投薬履歴やと畜検査結果、家畜共済等のデータも農場に対する指導に有用な情報となることから、活用を検討する。

これらを踏まえ、指導計画には、サーベイランスや病性鑑定、と畜検査等の情報の取りまとめの方法及び家畜の所有者等への情報提供の方法を記載する。

国は、これらの情報収集が可能な限り効果的かつ効率的に実施できるよう、ICT等の活用による当該情報の電子システム化の検討及び実装を進める。

# (参考) 家畜の遠隔診療 (産業動物獣医療の効率化と技術継承)

- 離島等の地理的要因により、獣医師の頻繁な診療が困難な地域が存在。さらに、家畜診療所の統合等による往診距離の長距離化等を原因とし、診療効率の低い地域が発生 (獣医師の勤務時間の約3割が移動)。  
⇒ 家畜の遠隔診療に関する考え方の通知の発出やモデル事業の支援を実施。



## 遠隔診療



## 家畜の遠隔診療の関係通知

家畜において遠隔診療を積極的に活用できるよう、①初診から実施可能な旨 (令和3年12月) や、②動物用医薬品の取扱 (令和4年8月) を通知で改めて明確化。

## 遠隔診療の事例

### 事例1: 獣医師及び畜産農家間の事例

- 1 獣医師が農家に**事前研修**: 実学 (ポータブルエコーや電子聴診器の利用方法)、座学 (感染症学や繁殖学) 等
- 2 ① 農家が呼吸音や牛の様子の**動画を獣医師に送付**。  
⇒ 肺炎の早期発見・**早期治療**。他の牛への**まん延も防止**。
- 2 ② 農家が卵巣を撮影し、スマホで獣医師に送付。  
⇒ 受精卵移植適期のみ往診。受精卵廃棄防止や**往診回数減**。

### 事例2: 獣医師間 (V to V事例 (V:獣医師 (veterinarian)))

- 事前研修済の農家が獣医師に動画を送付。若手獣医師が**グループSNS**で獣医系大学教官らベテラン獣医師と同時共有・相談  
⇒ 農家は**早期の応急措置**が可能。心理的不安が解消。  
⇒ 獣医師の**若手育成**、**組織的な知見集約**、ベテラン獣医師の業務効率化・ノウハウ伝承。

## 各種の方針より

### デジタル田園都市国家構想基本方針 (令和4年6月7日閣議決定) より抜粋

デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、(中略) 場所を選ばない迅速な診断を可能とする**遠隔診療を推進**する。

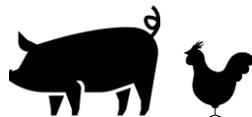
### 食料・農業・農村政策の新たな展開方向 (令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 (本部長: 総理) 決定) より抜粋

家畜診療所等における産業動物獣医師の確保や、**遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供**、データに基づく農場指導等による飼養衛生管理水準の向上

# (参考) 薬剤耐性対策の推進 (R5.5.31局長通知※のポイント)



## 畜産分野



## 愛玩動物分野



### 感染症予防の推進

- 飼養衛生管理基準の徹底



### 愛玩動物用医薬品の優先使用

- 人用抗菌剤や未承認医薬品の使用を極力さけること。



### 適切な抗菌剤の選択

- 第一次選択薬が無効な場合のみ第二次選択薬を使用すること



### 適切な抗菌剤の選択

- 第一次選択薬が無効な場合のみ第二次選択薬を使用すること。



### 投薬履歴の記録と保管

- 投薬の記録を作成し、少なくとも3年間保存



### 動物用医薬品の取扱い

- 残った医薬品は、獣医師の指示なく使用しないこと。



### 農場従事者の健康管理

- 手洗い及び消毒の徹底



### 接触時の注意

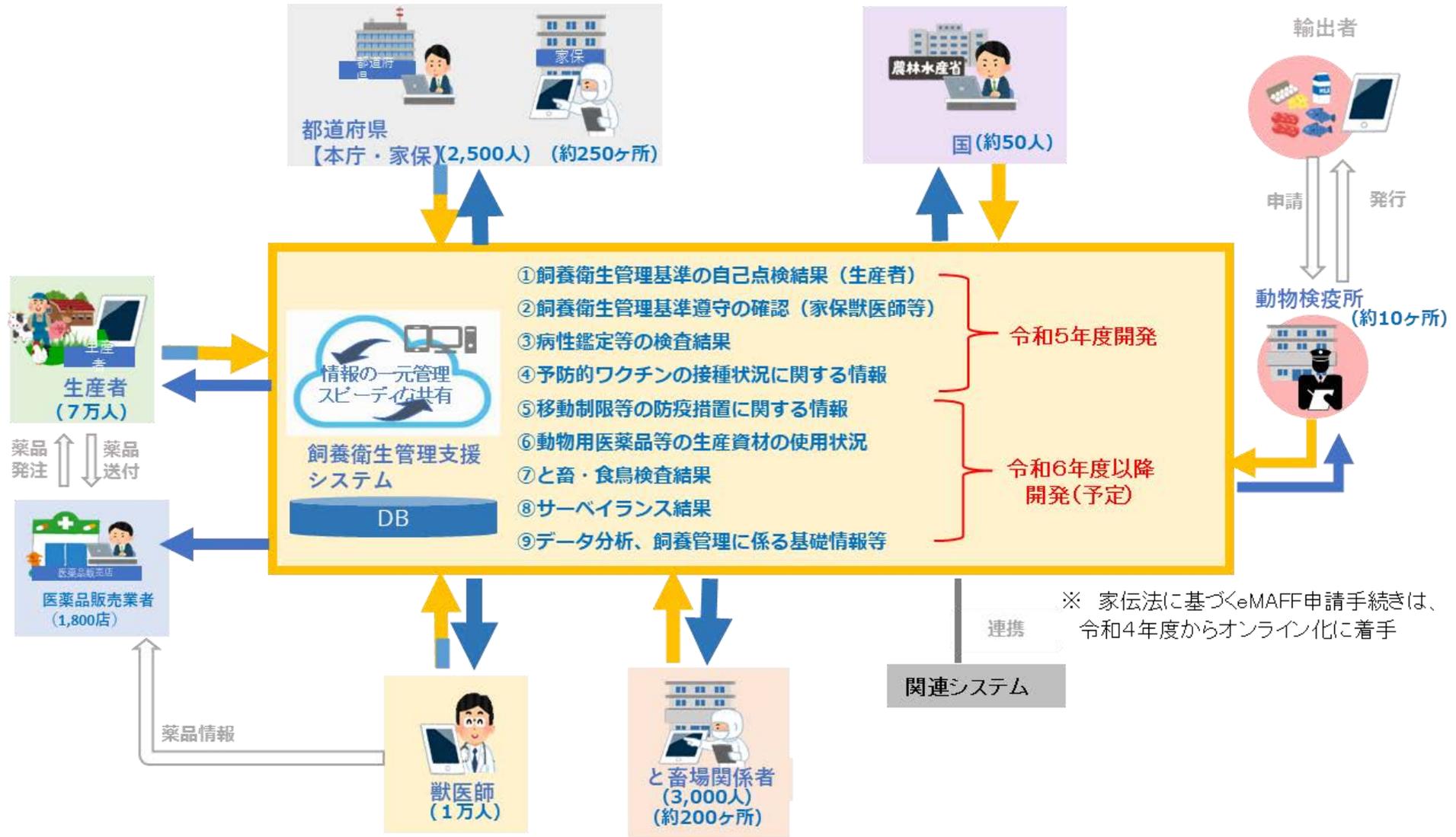
- 抗菌剤で治療中の愛玩動物のふん便、尿、唾液、粘膜、傷口等に接触した場合は、一層の手洗いをすること。

## 4. 5 新業務とシステム整備の方針

- 共通申請サービス（eMAFF）等との連携
  - ・ システム開発の効率化、資源の集中投資の観点から、大臣官房DXチームが開発中のeMAFFサービス群、構想段階のデータ活用基盤との連携を検討
- 報告等様式、データの標準化
  - ・ 自治体で利用している様式を収集し、自治体間・業務間のデータの重複等を検証
  - ・ 飼養衛生管理に係る定期報告、立入検査等の様式の標準フォーマット作成、データの標準化を推進（都道府県等による自由記載欄は設ける）
- 現場の業務においてユーザビリティの高い利用画面を検討
  - ・ オフライン入力の必要性、画像や図の活用等を検討、モックアップに対する関係者意見の収集を実施
- 経過措置として紙の運用を残しつつ、業務のデジタル化を目指す
  - ・ R5開発対象である飼養衛生管理関連業務は上記方針、他の業務分野における方針は引き続き検討
- 主体毎に、アクセス可能なデータをコントロール
- 個人情報等の取扱い
  - ・ 情報の共有を図る際に、公益の観点、個人情報保護の観点双方から、デジタル化の範囲を検討

# 4. 6 飼養衛生管理支援システムとeMAFF活用に関する方向性（暫定）

○ eMAFFの活用を想定した機能 : ID等認証情報の提供・管理機能、申請機能やデータベース機能  
 収集した情報を解析し、家畜疾病の発生予防等に繋げるためのツールや利用者デバイスの画面表示機能、オフライン入力機能などを開発  
 ○ 飼養衛生管理支援システム : (eMAFFで実装できない部分の画面・機能・データベースを補充)



## <対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

## <事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発 [令和7年度まで]

## <事業の内容>

### 飼養衛生管理情報通信整備事業

畜産現場を取り巻く環境では、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用や指導の充実が必要等の声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に開発します。

#### ① システム設計・開発

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)による申請機能やデータベースも利用して、生産者による飼養衛生管理基準の自己点検結果、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準遵守の確認、病性鑑定等の結果等をオンラインで関係者間で共有するシステムを設計・開発します。

#### ② システム開発に係る調査検討・要件定義

令和6年度以降に設計・開発する防疫措置情報、生産資材の使用状況、と畜検査結果等の情報の共有・分析機能や、これら情報を扱う新業務に関する調査検討・要件定義等を実施します。

#### ③ システム構築検討会

有識者、自治体、関係団体など畜産関係者により、システム構築に係る検討会を開催し、意見や情報の交換を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産  
↓  
食肉処理  
↓  
消費  
(輸出)

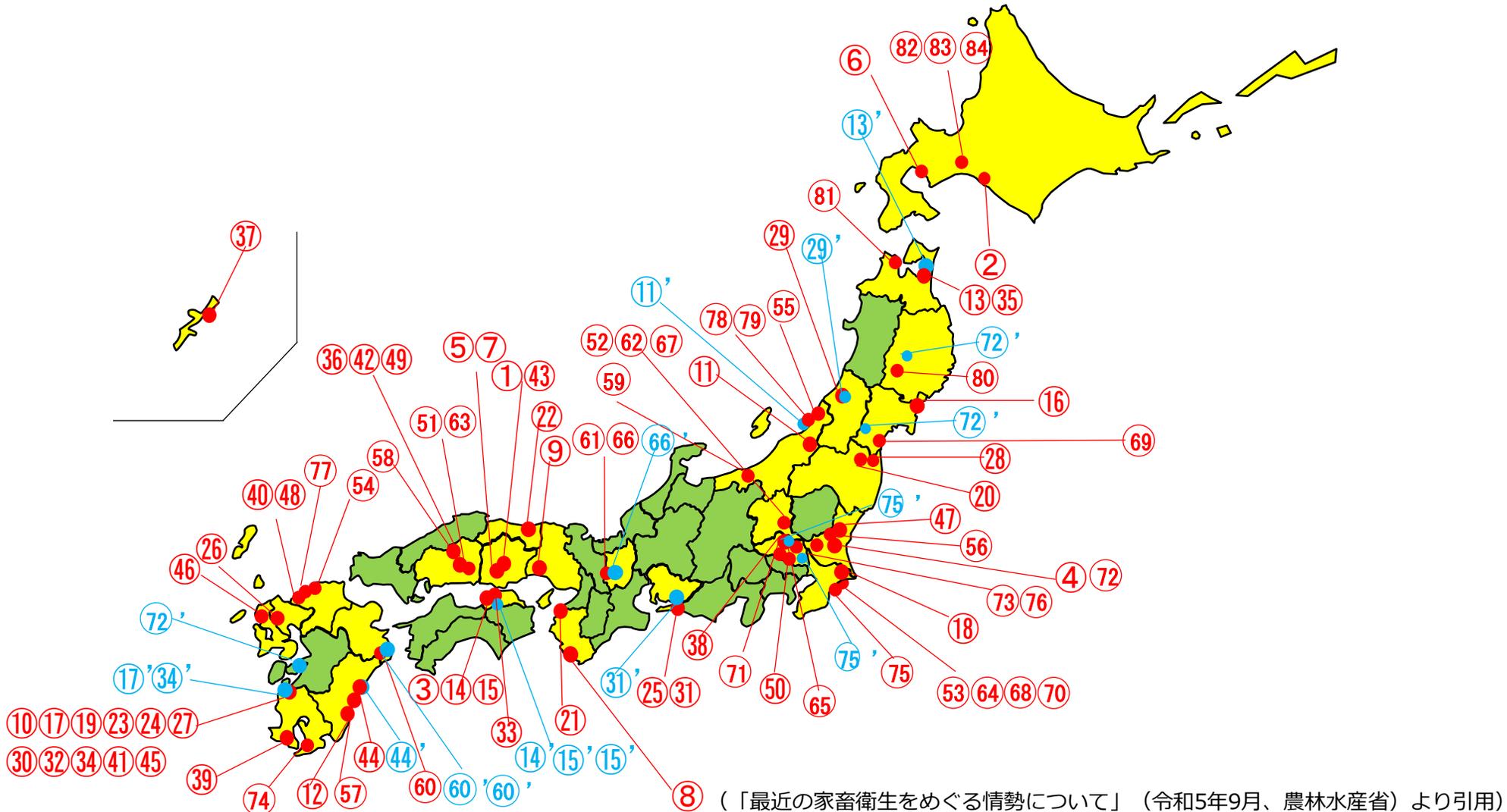
- 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善【生産者】
  - 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減【獣医師(畜産行政)】
  - 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
  - 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用【関係者全体】
  - 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進【生産者】
  - と畜検査結果等の改善による廃棄の減少、蓄積データの活用【獣医師(公衆衛生行政)】
  - データ活用を通じた情報発信及び飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給【消費者】
- ◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応【関係者全体】



【お問い合わせ先】 消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-0490)  
 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)  
 消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

# 令和4年度 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

- 令和4年度シーズンは、過去最速の10月28日に国内1例目が確認されて以来、令和5年5月末までに**26道県84事例**発生し、**約1,771万羽**が殺処分の対象となった（令和5年4月7日の北海道千歳市の発生以降、発生無し）。
- 令和4年度シーズンは、これまでに高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった福島県、鳥取県、山形県、沖縄県、長崎県、群馬県においても発生しており、全国どこでも発生リスクが高くなっている。



# (参考)

## 豚熱飼養豚発生県、野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定。

- ① 野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色

【20都県】（飼養頭数 2,721,030頭(全国の30.4%)）

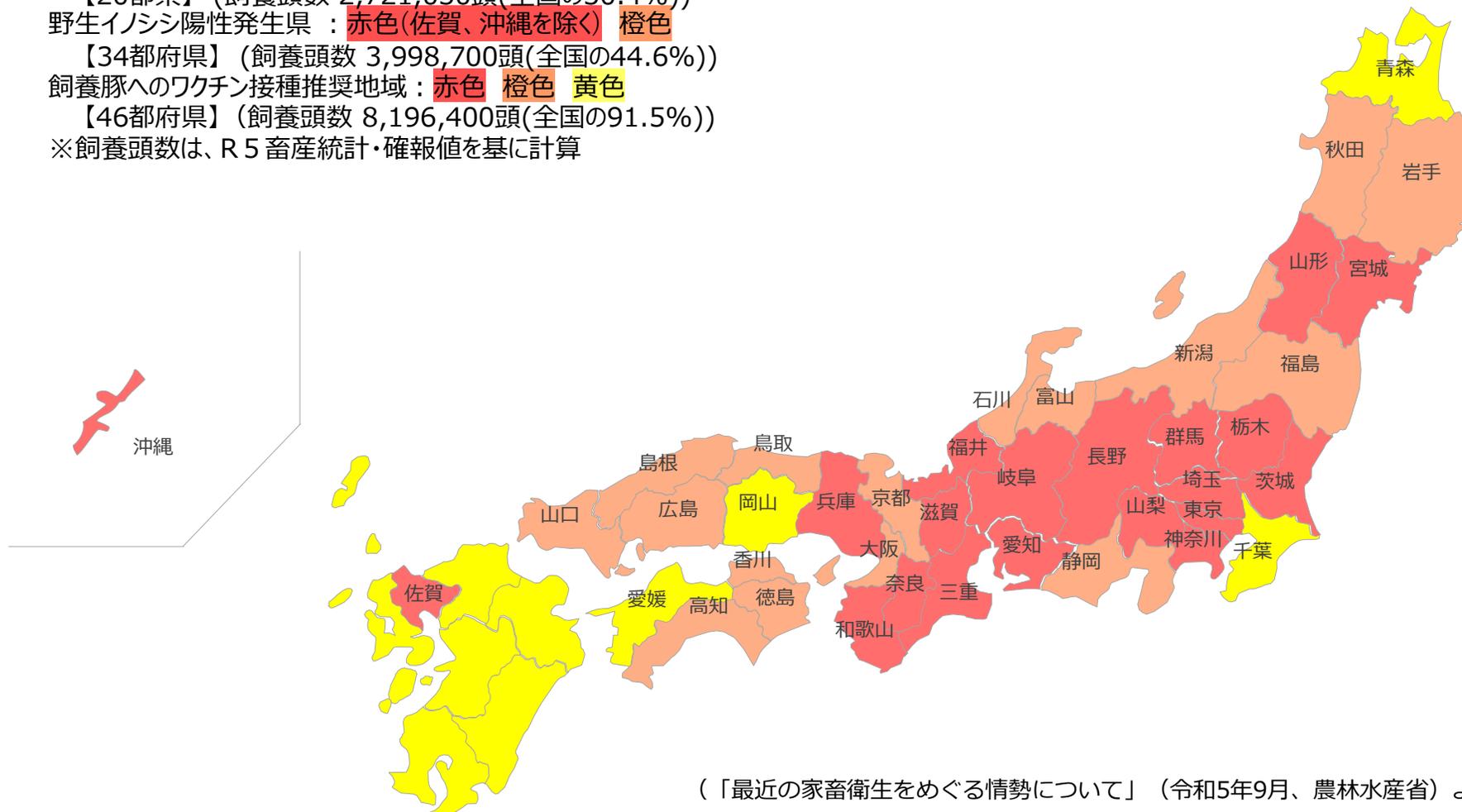
野生イノシシ陽性発生県：赤色(佐賀、沖縄を除く) 橙色

【34都府県】（飼養頭数 3,998,700頭(全国の44.6%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国の91.5%)）

※飼養頭数は、R5 畜産統計・確報値を基に計算



# (参考) 本プロジェクトが目指すもの (イメージ)

